

市 有 財 産 売 買 契 約 書

市有財産の売買について、売出人秋田市（以下「甲」という。）と有限会社ツヅキ商会（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する仕様書に掲げる物件を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金1,897,500円（消費税および地方消費税の額172,500円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除するものとする。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、甲に対して、甲の発行する納入通知書により第3条に定める売買代金を、定められた納入期限までに支払わなければならない。

2 乙は、前項の期限までに売買代金を支払わなかったときは、当該期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、その未払代金について年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を、遅延利息として甲に別途支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が第3条に定める売買代金を完納した時に乙に移転するものとする。

（売払物件の引渡し）

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、甲乙両者が引渡しの日時を協議した上で、当該物件をその所在する場所において引き渡すものとする。

2 乙は、当該物件の受領書を引渡しと同時に甲に提出するものとする。

3 乙は、甲の指示により売買物件の引渡しを受けるものとする。

（再委託の制限）

第8条 乙は、この契約による業務を第三者に委託してはならない。ただし、当該業務の一部について、やむを得ず第三者に委託する必要があるかつ、あらかじめ書面によって甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(危険負担)

第9条 乙は、この契約締結の時から売買物件の引渡しまでにおいて当該物件が甲の責めに帰することができない事由により滅失し、又は損傷した場合は、甲に対し売買代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本物件を現状有姿で買い受けるものであり、この契約の締結後においては引き渡された物品の種類、品質、数量に関し、契約が不適合であることを理由として契約金額の減額、追完、解除又は損害賠償請求をすることができないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除され損失を受けても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用についても、同様とする。

(原状回復)

第12条 乙は、前条第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(売買代金の返還)

第13条 甲は、第11条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、既に売買代金を収納しているときは、これを乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第15条 売買物件の名義変更手続に係る費用、名義変更により生ずる費用、売買物件の運搬に係る費用、その他この契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約から生ずる一切の法律上の争訟については、売買物件の

所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 17 条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

秋田県秋田市山王一丁目 1 番 1 号
甲 秋田市
秋 田 市 長 沼 谷 純

秋田県鹿角市花輪字諏訪野 9 5 番地
乙 有限会社ツヅキ商会
代表取締役 都 築 修 一

不用品売却処分（軽自動車ほか１４台）仕様書

１ 不用品に関する事項（内訳は以下のとおり。詳細は別添資料のとおり。）

N o . 1 軽自動車（秋田５８０ た １７３８）
(1) リサイクル料金 預託済み 10,120円 (2) 保管場所 秋田市山王一丁目２番34号（市役所分館横駐車場） (3) 担当課等 地籍調査室 伊藤 武也（電話 018-882-5181） (4) 車両の概要 ア 車台番号：MK21S-201960、型式：DBA-MK21S、原動機の型式：K6A、 初度登録年月：平成22年５月、車名：スズキ、車体の形状：箱型 イ 解体処分とする。部品取り不可。
N o . 2 普通自動車（秋田５００ み ５２１８）
(1) リサイクル料金 預託済み 12,730円 (2) 保管場所 秋田市牛島東六丁目４番５号 （秋田市南部市民サービスセンター別館駐車場） (3) 担当課等 南部市民サービスセンター 佐藤 忍（電話 018-838-1212） (4) 車両の概要 ア 車台番号：AZR65-0131890、型式：DBA-AZR65G、原動機の型式：1AZ、 初度登録年月：平成17年11月、車名：トヨタ、車体の形状：ステーション ワゴン イ 解体処分とする。部品取り可。下回りの錆・腐食、左後部ジャッキポイント腐食欠損。処分必要なタイヤ積載。
N o . 3 普通自動車（秋田５００ む ９７１８）
(1) リサイクル料金 預託済み 14,220円 (2) 保管場所 秋田市牛島東六丁目４番５号 （秋田市南部市民サービスセンター別館駐車場） (3) 担当課等 南部市民サービスセンター 佐藤 忍（電話 018-838-1212） (4) 車両の概要 ア 車台番号：NC25-056677、型式：DBA-NC25、原動機の型式：MR20、 初度登録年月：平成18年６月、車名：ニッサン、車体の形状：ステーション ワゴン イ 解体処分とする。部品取り可。下回り錆・腐食、運転席ドアフレーム折れ。

№. 4 普通自動車（秋田 5 0 1 た 3 6 5 9） (1) リサイクル料金 預託済み 9,410円 (2) 保管場所 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号（秋田市保健所） (3) 担当課等 保健総務課 七尾 友美子（電話 018-883-1170） (4) 車両の概要 ア 車台番号：BNK12-534331、型式：DBA-BNK12、原動機の型式：CR14、 初度登録年月：平成22年 6 月、車名：ニッサン、車体の形状：箱型 イ 解体処分とする。部品取り不可。故障あり。（リヤホーシング亀裂） 自走不可。

№. 5 軽自動車（秋田 5 8 0 た 2 9 9 7） (1) リサイクル料金 預託済み 9,460円 (2) 保管場所 秋田市山王一丁目 2 番34号（市役所分館横駐車場） (3) 担当課等 子育て相談支援課 高橋 紫穂（電話 018-887-5340） (4) 車両の概要 ア 車台番号：H82W-1128128、型式：DBA-H82W、原動機の型式：3G83、 初度登録年月：平成22年 6 月、車名：三菱、車体の形状：ステーションワゴン イ 解体処分とする。部品取り可。処分必要なタイヤ積載。

№. 6 軽自動車（秋田 5 8 3 い 4 0 2 0） (1) リサイクル料金 預託済み 9,910円 (2) 保管場所 秋田市向浜一丁目13番 1 号 （汚泥再生処理センター車庫（旧処理棟側）） (3) 担当課等 環境総務課 進藤 大輔（電話 018-888-5702） (4) 車両の概要 ア 車台番号：HA3W-0002743、型式：ZAA-HA3W、原動機の型式：Y4F1、 初度登録年月：平成22年 7 月、車名：三菱、車体の形状：ステーションワゴン イ 解体処分とする。部品取り不可。車両自走の可否不明。

N o . 7 普通自動車（秋田 3 0 0 に 5 6 9 ）
(1) リサイクル料金 預託済み 11,410円 (2) 保管場所 秋田市向浜一丁目13番 1 号 （汚泥再生処理センター車庫（旧処理棟側）） (3) 担当課等 環境総務課 進藤 大輔（電話 018-888-5702） (4) 車両の概要 ア 車台番号：NHW20-3199707、型式：DAA-NHW20、原動機の型式：1NZ-3CM、 初度登録年月：平成18年8月、車名：トヨタ、車体の形状：箱型 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両自走の可否不明。

N o . 8 軽自動車（秋田 4 8 0 え 2 0 ）
(1) リサイクル料金 預託済み 9,310円 (2) 保管場所 秋田市向浜一丁目13番 1 号 （汚泥再生処理センター車庫（旧処理棟側）） (3) 担当課等 環境保全課 戸田 英汰（電話 018-888-5711） (4) 車両の概要 ア 車台番号：DA64V-207673、型式：EBD-DA64V、原動機の型式：K6A、 初度登録年月：平成19年 7 月、車名：スズキ、車体の形状：バン イ 解体処分とする。部品取り不可。車検切れ。処分が必要なタイヤを積載。

N o . 9 マイクロバス（秋田 2 2 す 1 6 9 1 ）
(1) リサイクル料金 預託済み 20,540円 (2) 保管場所 秋田市太平目長崎字上目長崎144（旧太平小学校駐車場） (3) 担当課等 学事課 佐藤 基弥（電話 018-888-5806） (4) 車両の概要 ア 車台番号：HZB41-0001352、型式：KC-HZB41、原動機の型式：1HZ、 初度登録年月：平成 8 年 6 月、車名：トヨタ、車体の形状：キャブオーバ イ 解体処分とする。部品取り可。リアサスペンション（板バネ）の故障。 過去の水没による下回りの錆・腐食。

N o . 1 0 小型動力ポンプ車（秋田 8 0 あ 1 1 9 6）
(1) リサイクル料金 預託済み 3,500円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 菊地 亮（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：U62T-0110628、型式：GD-U62T、原動機の型式：3G83、 初度登録年月：平成12年一月、車名：三菱、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。

N o . 1 1 小型動力ポンプ車（秋田 8 0 あ 1 0 1 8）
(1) リサイクル料金 預託済み 3,280円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 菊地 亮（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：U42T-0464900、型式：V-U42T、原動機の型式：3G83、 初度検査年月：平成10年一月、車名：三菱、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。

N o . 1 2 小型動力ポンプ車（秋田 8 0 あ 9 2 7）
(1) リサイクル料金 預託済み 3,380円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 菊地 亮（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：U42T-0417731、型式：V-U42T、原動機の型式：3G83、 初度検査年月：平成 8 年一月、車名：三菱、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。

N o . 1 3 小型動力ポンプ車（秋田 8 0 あ 9 3 0 ）
(1) リサイクル料金 預託済み 4,060円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 菊地 亮（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：KS4-294732、型式：V-KS4改、原動機の型式：EN07、 初度登録年月：平成8年一月、車名：スバル、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。

N o . 1 4 小型動力ポンプ車（秋田 8 0 あ 1 0 2 0 ）
(1) リサイクル料金 預託済み 3,280円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 菊地 亮（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：U42T-0465000、型式：V-U42T、原動機の型式：3G83、 初度検査年月：平成10年一月、車名：三菱、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。

N o . 1 5 小型動力ポンプ車（秋田 8 0 あ 1 0 7 4 ）
(1) リサイクル料金 預託済み 3,390円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 菊地 亮（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：S110P-180740、型式：V-S110P、原動機の型式：EF、 初度検査年月：平成11年一月、車名：ダイハツ、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。

2 不用品の取扱い事項および落札決定後の手続

落札者は、次の事項および手続の順序を遵守すること。手続に当たっては、各担当課へ必ず事前連絡を行うこと。

- (1) 契約締結後、契約課から落札者へ納入通知書および受領書を送付するので、落札者は期限までに代金を納入し、領収書の写しを契約課へ提出すること。
- (2) 落札者は、車両の取扱い（解体）について担当課へ確認し、車両の搬出および各手続の日時等について申し合わせること。
- (3) 担当課へ車両および預託証明書等（A券、B券）の引渡しを依頼すること。
- (4) 搬出期限については、令和8年1月30日（金）までとする。
- (5) 落札者は、期限までに車両および付属品等を搬出すること。また、搬出に当たっては、担当課の指示のもと落札者が自ら行うこと。なお、車両は、代金納付時の現況有姿により引き渡すこととし、秋田市は、契約不適合責任を負わないものとする。
- (6) 落札者は、車両を受け取る際、担当課へ受領書を提出すること。
- (7) No.10～No.15の消防車両については、適正に解体し、廃棄処分すること。また、No.1～No.9（消防車両以外）の車両については、各担当課所室からの要件に従うこと。なお、処分の際は、秋田市の車両と認識される塗装等を完全に抹消し、前所有者を特定できないようにすること。その際には、塗装等を完全に抹消（消去）したことが分かる写真等を契約課へ提出すること。
- (8) 車両の解体を行った後、担当課へB券および解体証明書を提出すること。
なお、車両に係る永久抹消登録手続等は担当課が行う。

3 問合せ先

秋田市総務部契約課 用度担当 三浦

電話 018-888-5436